

第2章 愛媛を取り巻く環境の概況

1 自然的特性

(1) 地勢

本県は、県を東西に横断する中央構造線を境として北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には四国の背骨の四国山地や雄大な四国カルストが広がっています。また、西日本一の標高を誇る石鎚山(1,982m)をはじめ多くの険しい山々や盆地など、全体的に緑豊かな山地の多い地形となっています。

本県の海岸線は、延長約1,700kmと全国第5位で、日本の海岸線の約5%、四国の約48%の長さがあります。県東部から中部にかけての瀬戸内海沿岸では、工業用地等としての開発が進んだものの、貴重な遠浅の砂浜海岸が多く残されており、佐田岬半島から南の宇和海沿岸は入り江の多いリアス式海岸となっています。また、大小200余りの島々が点在する多島美を誇っています。

本県を流れる一級河川は、5水系745河川であり、吉野川水系、仁淀川水系、重信川水系、肱川水系及び渡川水系(本川名：四万十川)のうち、吉野川水系は徳島県へ、仁淀川水系と渡川水系は高知県へ流れ、県内に河口を持つ水系は、重信川と肱川の2水系だけとなっています。

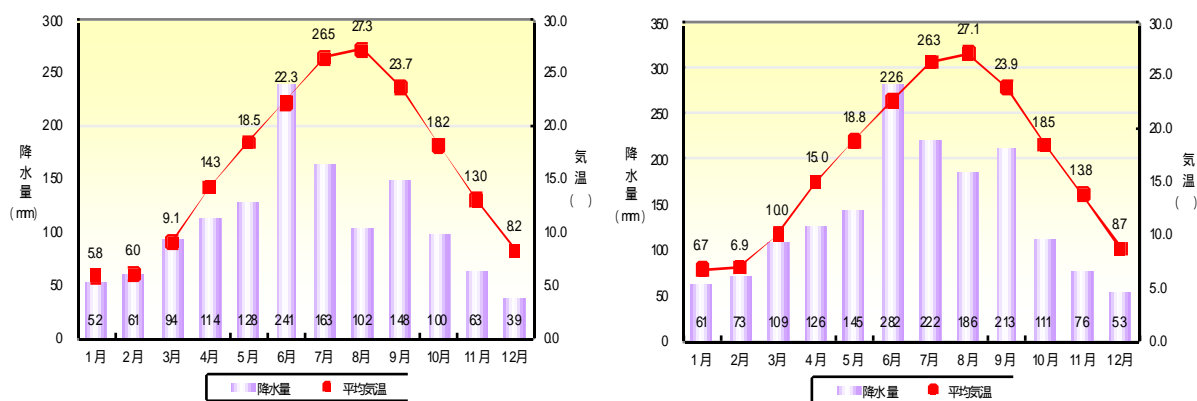
本県の二級河川は、182水系412河川であり、これらの河川の多くは、地形上流路が短く急流となっており、山間部では清らかな水と自然豊かな渓谷を形成している一方で、豪雨時には、急激な流量の増加等により、堤防・護岸の破損や家屋等への浸水被害が発生する側面を持っています。

(2) 気候

本県の北に広がる瀬戸内海は南北に四国山地と中国山地、東西に本州・九州で囲まれているため、瀬戸内海沿岸地域は、夏冬の季節風に対し常に山地の風下側に当たることから降水量が少なく(年降水量1,200~1,600mm)比較的温暖な(年平均気温16前後)半海洋・半内陸性の瀬戸内式気候となっています。

南西部の宇和海沿岸地域や山間部は、瀬戸内海側と異なり、降水量も比較的多く(1,600~2,000mm)冬には積雪もあり、この雨や雪は、降水量の少ない瀬戸内海沿岸地域にとっては貴重な水資源となっています。

図1 平均気温、降水量（左：松山市、右：宇和島市）



【資料】気象庁松山地方気象台

表1 松山地域の気象

単位	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm
統計期間	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000
資料年数	30	30	30	30	30	30
全年	16.1	20.4	12.1	1.9	1967.9	1303.1

最高気温、最低気温は、月別の最高気温、最低気温の年間平均値

【資料】気象庁松山地方気象台

表2 宇和島地域の気象

単位	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm
統計期間	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000	1971～2000
資料年数	30	30	30	30	30	30
全年	16.5	21.1	12.4	2.8	1918.0	1654.2

最高気温、最低気温は、月別の最高気温、最低気温の年間平均値

【資料】気象庁松山地方気象台

2 社会経済動向の変化

(1) 人口減少・高齢化社会の進展

我が国の人口は、平成 17 年（2005 年）に減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 27 年（2015 年）には 1 億 1,771 万人となり、その後も減少を続け、平成 58 年（2046 年）には 1 億人を割り込む見込みとなっています。

また、65 歳以上の高齢人口割合は、今後上昇を続け、平成 47 年（2035 年）には 3 人に 1 人が 65 歳以上になると推計されています。

本県の人口は、平成 17 年の国勢調査によると、146 万 7,824 人（男 691,569 人、女 776,255 人）で、日本の総人口の 1.15% を占め、全国第 27 位、四国では第 1 位となっています。しかし、昭和 60 年をピークに減少傾向が続いており、平成 27 年には 138 万人（男 64 万 8 千人、女 73 万 2 千人）になると推計されています。

本県の 65 歳以上の高齢人口割合は、平成 17 年で 24.0% であり、全国割合の 20.2% を大きく上回る超高齢社会となっています。今後更に高齢化が進み、平成 27 年の本県の高齢人口割合は、30.5% と推計されています。

この傾向は、中山間地域や島しょ部、南予地域において顕著であり、65 歳以上の割合が 30% を超えている市町は、久万高原町（42.7%）、伊方町（36.9%）、鬼北町（36.1%）、西予市（34.3%）、上島町（34.3%）、松野町（33.8%）、内子町（33.0%）の 7 市町となっています。

一方、世帯数は、581,003 世帯、一世帯当たり人員は、2.47 人で、平成 12 年の国勢調査と比べると、世帯数で 2.8% の増加、一世帯当たり人員では 0.12 人減少となっており、単身世帯や核家族世帯の割合が多くなっています。

65 歳以上の高齢親族がいる世帯数は、232,222 世帯で、平成 12 年と比べると 7.8% 増加しています。特に、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は、それぞれ 19.4%、10.8% 増加しており、高齢者のみの世帯が増加しています。

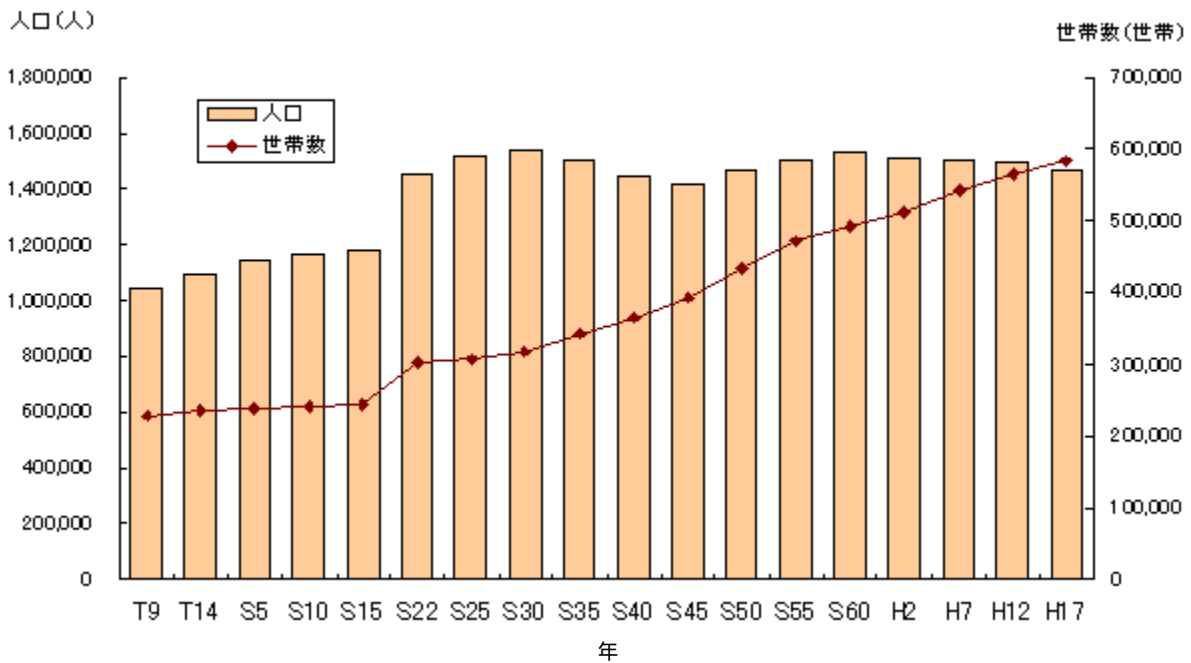
< 環境面の留意点 >

人口減少は、日常生活で消費される資源やエネルギーが少なくなり、排出される二酸化炭素や廃棄物が減少するなど、環境負荷低減の側面が期待されます。

一方、高齢化の進展や世帯数の増加により、在宅時間の長さや家電製品の増加等による家庭でのエネルギー消費量やごみ排出量の増加の可能性があります。

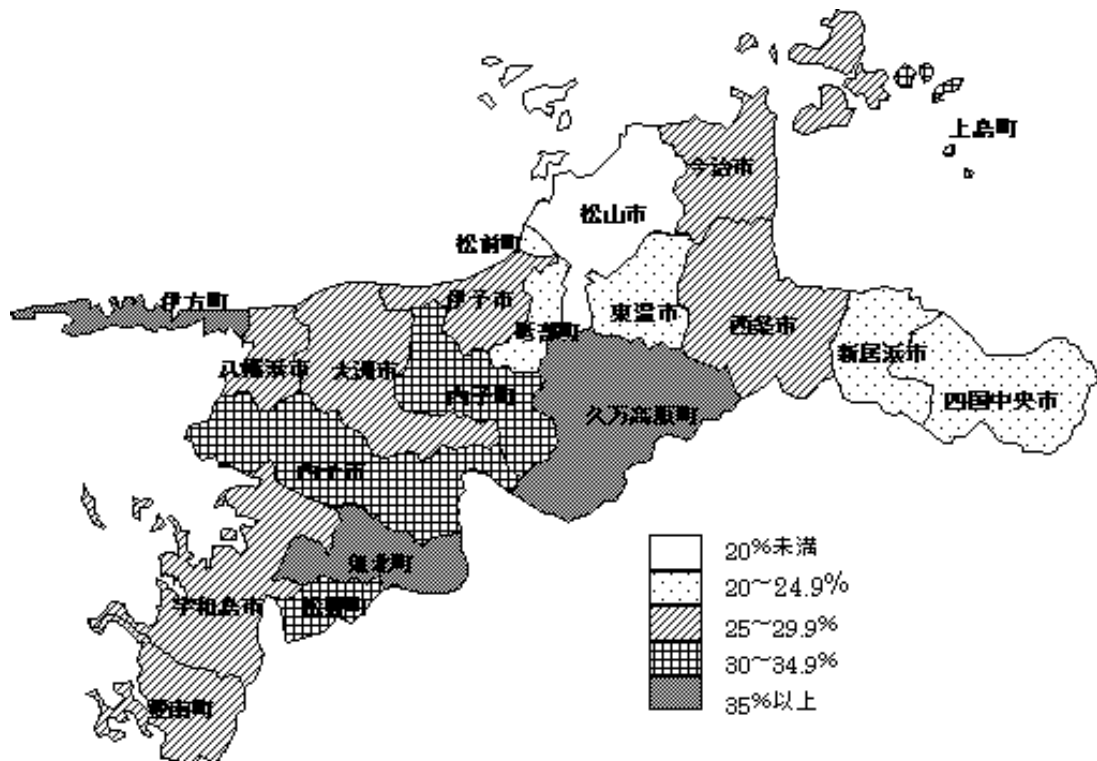
中山間地域や島しょ部等では、人口の減少や高齢化により、地域コミュニティや産業活動の担い手が減少し、里地・里山、里海等の自然環境の維持が困難となってくる可能性があります。

図2 愛媛県の人口と世帯数の推移



【資料】愛媛県統計課 国勢調査結果

図3 市町別65歳以上人口の割合



【資料】愛媛県統計課 国勢調査結果

(2) 産業・経済の動向

我が国の経済は、平成14年(2002年)ごろから息の長い景気回復を続けてきましたが、平成19年(2007年)のアメリカ発の世界金融資本市場の危機を契機に、世界的な景気後退の影響もあり、外需に加え国内需要も停滞し、厳しい状況が続いています。

国では、こうした経済危機を克服するとともに、地球温暖化など地球規模の環境問題に対処するため、「新成長戦略～輝きある日本へ～」(平成21年12月30日閣議決定)の6つの戦略分野の一つとして、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を掲げ、環境を切り口とした経済・社会構造の変革を通じて、活力ある日本を取り戻す施策を推進することとしています。

本県の平成19年度の県内総生産は、4兆9,421億円(名目)で、国内総生産の約1%となっています。

また、本県の平成19年度の製造品出荷額等は、4兆3,406億円となっており、全国の約1.29%となっています。

産業構造割合(平成18年度)は、第1次産業が2.5%、第2次産業が28.2%、第3次産業が69.2%となっており、平成8年度と比べると、第1次、第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする産業のサービス化が進んでいますが、その進み具合は、国と比較すると若干遅れています。

県の「愛媛県経済成長戦略2010」(平成22年3月策定予定)では、基本理念の一つにおいて、「既存産業をベースとしつつも、将来の産業分野の枠にとらわれず、けん引力としての『成長産業の創出』と地域に根付く『雇用を支える産業の育成』、未来への投資としての『環境と経済の好循環』の3つの視点から、将来にわたる持続的経済基盤の強化を目指す。」としています。

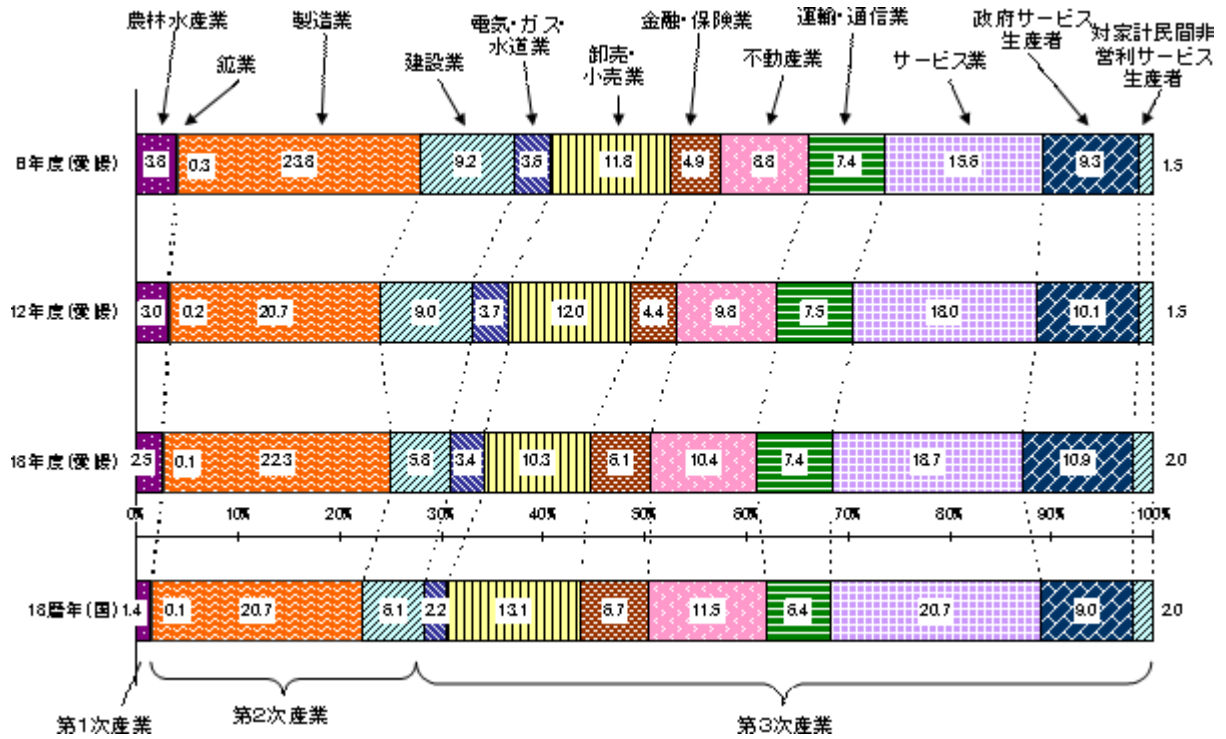
環境分野においては、省エネや二酸化炭素排出量削減技術の開発、廃棄物を循環資源として活用するリサイクル製品の開発など、今後、大きな成長が見込まれる環境関連の新産業や新ビジネスの創出を支援するため、行政と民間が連携した取組を推進することとしています。

表3 県内総生産と国内総生産の比較

項 目			平成18年度 2006	対前年度 増加率	平成19年度 2007	対前年度 増加率
愛媛県	県内総生産	名目	5兆 533億円	2.7	4兆9,421億円	△ 2.2
		実質	5兆5,172億円	3.0	5兆4,390億円	△ 1.4
	県民所得		3兆7,207億円	4.4	3兆6,087億円	△ 3.0
	1人当たり県民所得		254万8千円	4.9	248万5千円	△ 2.5
国	国内総生産	名目	510兆9,247億円	1.5	515兆8,579億円	1.0
		実質	552兆2,730億円	2.3	562兆8,105億円	1.9
	国民所得		373兆5,911億円	2.1	374兆7,682億円	0.3
	1人当たり国民所得		292万4千円	2.1	293万4千円	0.3
1人当たり県民所得の水準(国=100)			87.1		84.7	

【資料】愛媛県統計課 県民経済計算

図4 産業構造の推移と国との比較



【資料】愛媛県統計課 県民経済計算

< 環境面の留意点 >

経済対策として、環境技術や省エネ・リサイクル技術の開発、太陽光発電や省エネ家電、エコカーの普及、拡大など低炭素社会実現に向けた重点的な取組の推進が期待されます。

産業活動において、製造業など第2次産業はもとより、農林水産業などにおいても省資源、省エネルギーの徹底など環境に配慮した活動が一層求められることが予想されます。

省資源、省エネルギー技術の発展や環境に配慮した新たな製品、サービスの開発により地域経済の活性化が図られるとともに、地域経済の活性化が新たな環境改善技術等の開発を促進するような環境と経済の好循環の実現が期待されます。

3 環境分野ごとの状況

(1) 環境教育と環境保全活動

環境教育・環境学習は、環境保全活動を促す有効な手段であり、我が国では環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成 15 年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定しています。

国際的には、第 57 回国連総会において、日本の提案により、2005 年（平成 17 年）から 2014 年（平成 26 年）までを「持続可能な開発のための教育（E S D : Education for Sustainable Development）の 10 年」とする議決案が満場一致で採択され、各国政府、国際機関、N P O、事業者等が連携を図りながら、環境教育・環境学習を推進することとしています。

地球温暖化や廃棄物の増加など、今日の環境問題の解決には、一人ひとりがあらゆる場面で環境とのつながりを認識し、環境の保全と持続的な発展のための着実な実践が求められることから、県民、事業者、環境活動団体などの各主体がそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互の連携や行政との協働などにより取組を進める必要があります。

これまでは、身近な生活環境の保全には、各地域の地縁によるコミュニティが大きな役割を果たしてきましたが、人口減少や高齢化等の進行による担い手不足で、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。一方、地域における環境保全活動の担い手として、環境保全活動を行う N P O や事業者などの活動が盛んになってきています。

県民、事業者、環境活動団体の環境保全意識の更なる高揚を図るため、環境に関する情報を広く収集するとともに、ホームページやパンフレットなど様々な媒体により積極的に情報発信をしていく必要があります。

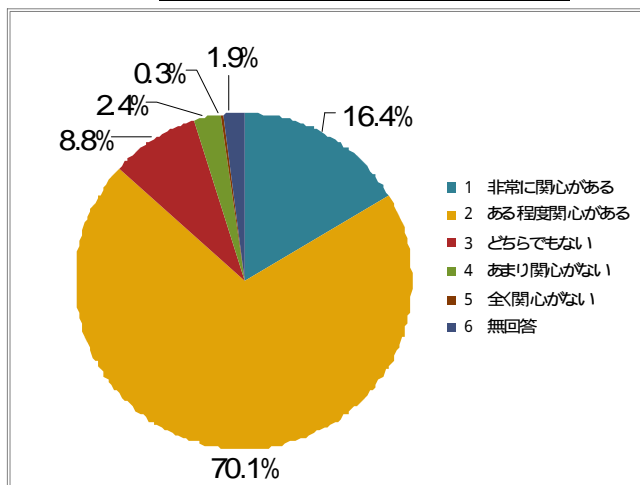
< 県民等の意識 >

- 平成 21 年 11 月に県民 2,000 人（回収数 669 人、回収率 33.5%）を対象として実施した「環境に関する県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）では、環境に関する関心について、「非常に関心がある」と答えた人の割合が 16.4%、「ある程度関心がある」が 70.1%となっており、86.5%の人は環境に関心を持っています。
- 一方、日常生活で環境に配慮した行動をしているかどうかについては、「十分行動している」と答えた人の割合が 3.6%、「行動している」が 62.6%で合わせて 66.2%となっており、関心を持っている人のすべてが環境に配慮した行動をしているわけではないことがうかがえます。
- また、環境保全活動への参加と協働を促進のための重要な取組については、

「学校教育における環境教育・学習の充実」と答えた人の割合が 69.1%、「生涯学習における環境教育・学習の充実」が 40.8%、「環境活動団体、活動リーダーと行政や企業との連携の促進」と「環境に関する情報の充実」が 32.7%、「環境教育・学習の指導者や環境活動リーダーの育成」が 32.3%の順になっており、環境教育・学習の充実を重要と考えている人が非常に多くなっています。

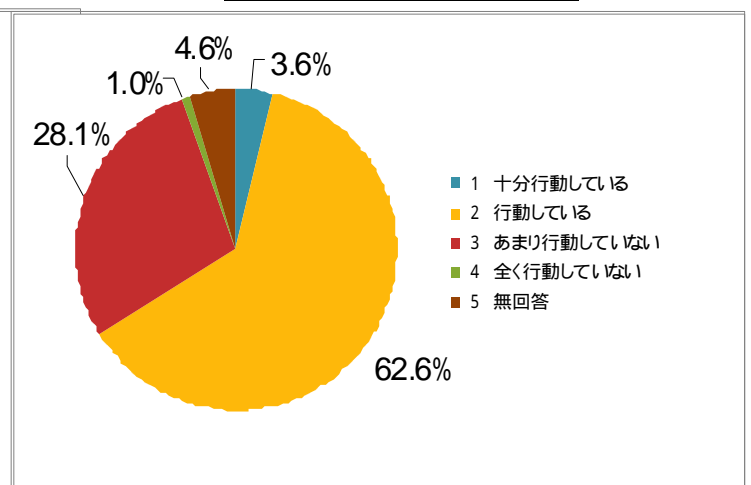
○ 平成 21 年 11 月に環境保全活動に取り組む N P O 等の環境活動団体 111 団体（回収数 60 団体、回収率 54.1%）を対象として実施した「環境活動団体の環境意識調査」では、主な活動分野として、「自然環境保全」と答えた団体の割合が 45.0%と最も高く、「ごみ減量・リサイクル活動」が 30.0%、「環境教育活動」が 26.7%、「環境美化活動」が 18.3%の順となっており、愛媛の豊かな自然環境を維持するための活動や身近なごみの減量化などの活動を行っている団体が多くなっています。

図5 県民の環境に関する関心



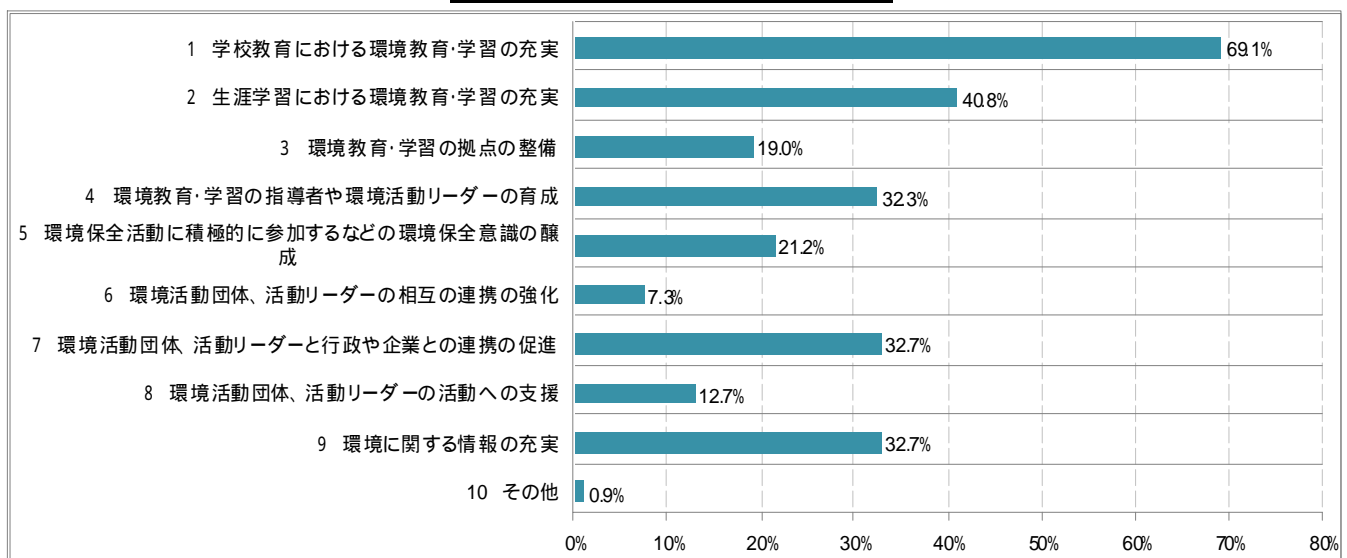
【環境に関する県民意識調査】

図6 環境に配慮した行動



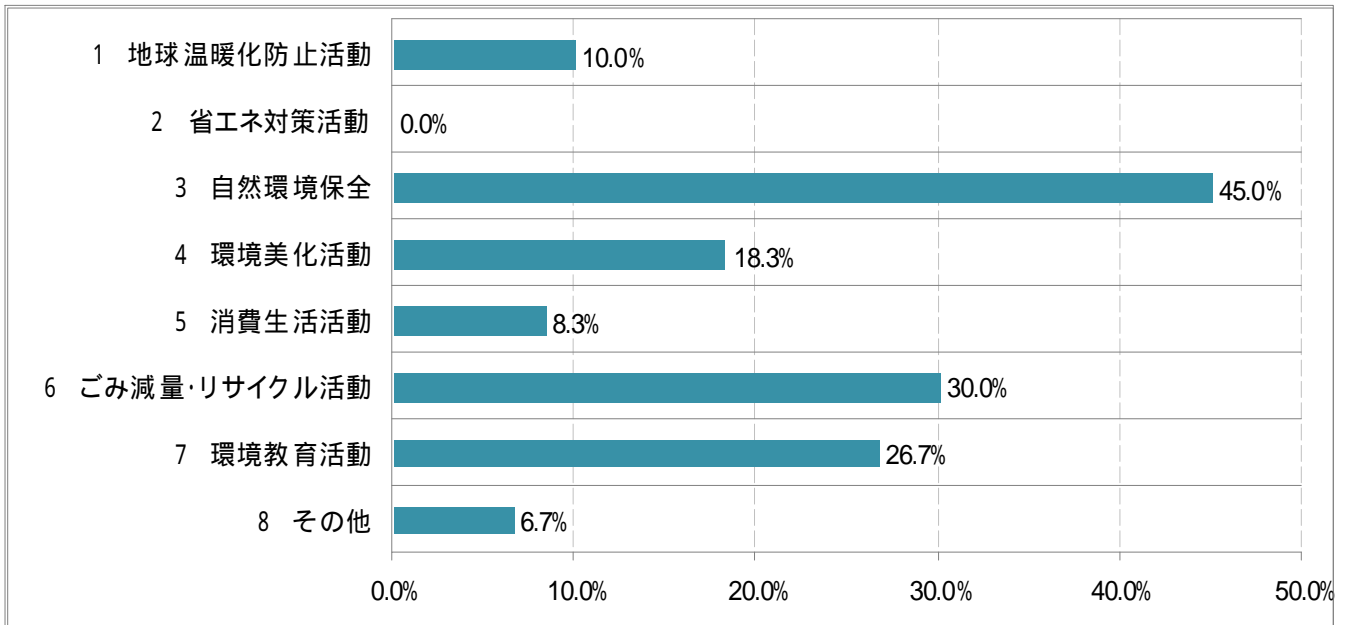
【環境に関する県民意識調査】

図7 参加と協働を促進する取組



【環境に関する県民意識調査】

図8 環境活動団体の主な活動分野



【環境活動団体の環境意識調査】

< 環境面の留意点 >

子供から大人まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する正しい知識を身に付け、実践できるよう、体系的な環境教育・環境学習を推進していくことが求められています。

地域における環境活動リーダーを養成するとともに、環境保全活動に取り組むNPO等の環境活動団体の相互連携や行政や事業者等との協働を一層推進する必要があります。

環境に関する情報の提供を一層進め、県民一人ひとりが環境意識の高揚を図り、環境保全活動に自主的、主体的に取り組むことが期待されています。

(2) 地球環境

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高い」とし、地球温暖化は人為起源であることをほぼ断定するとともに、今後も化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する場合には、今世紀末の世界の平均気温が4.0（2.4～6.4）上昇し、海面の上昇、水資源の大幅な増減、動植物の絶滅などの影響が生じると予測しています。

平成21年7月に開催されたラクイラ・サミットでは、G8首脳宣言で「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を50%削減」「先進国全体で温室効果ガスの排出を80%削減」する数値目標を採択しました。一方、主要経済国フ

オーラム(MEF)首脳宣言では、これらの数値目標の明記は見送られ、「産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべき」との認識が示されています。

平成21年12月の気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)において、2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み(ポスト京都議定書)の協議が行われましたが、「世界全体としての長期目標として産業化以前からの気温上昇を2度以内に抑える。」などとする「コペンハーゲン合意」に留意するとの内容にとどまりました。

京都議定書では、我が国は、平成20年度(2008年度)から平成24年度(2012年度)までの第一約束期間の5年間における温室効果ガスの平均排出量を、平成2年度(1990年度)に比べて6%削減することが義務付けられていますが、平成19年度(2007年度)の温室効果ガス排出量は、逆に9.0%増加しています。

国は、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減するという長期目標の下、低炭素社会の実現に向けた具体的な施策についてまとめた「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)を策定し、計画の中で我が国の温室効果ガス削減長期目標として、2050年までに60~80%削減することを掲げています。

平成21年9月の国連気候変動サミットにおいて、鳩山首相は、我が国の温室効果ガス排出削減の中間目標として、2020年の排出量を1990年(平成2年)比で25%削減することを目指すと明言しています。

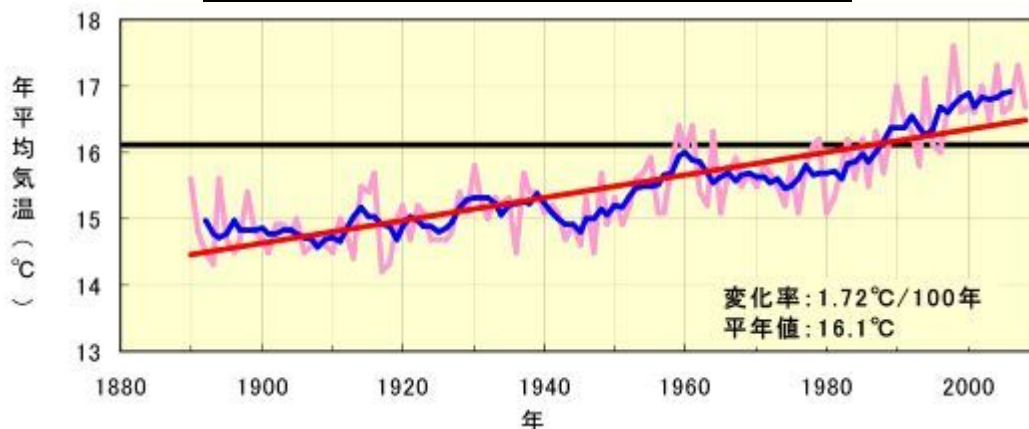
国は、平成22年1月26日、COP15のコペンハーゲン合意に基づき国連に提出する2020年の我が国の温室効果ガスの排出削減量を「25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」と決定しています。

本県では、県全体から排出される温室効果ガスの削減を目指し、平成13年度に策定した「愛媛県地球温暖化防止指針」(平成14年3月策定)で、目標年次である平成22年度(2010年度)に、基準年である平成2年度(1990年度)比で6.0%削減することを掲げ、各種施策に取り組んできましたが、平成19年度(2007年度)の実績値は、逆に13.0%増加しています。

地球温暖化問題のほかにも、オゾン層の破壊、酸性雨など一部の国や地域だけでは解決できない地球規模の環境問題が顕在化しています。

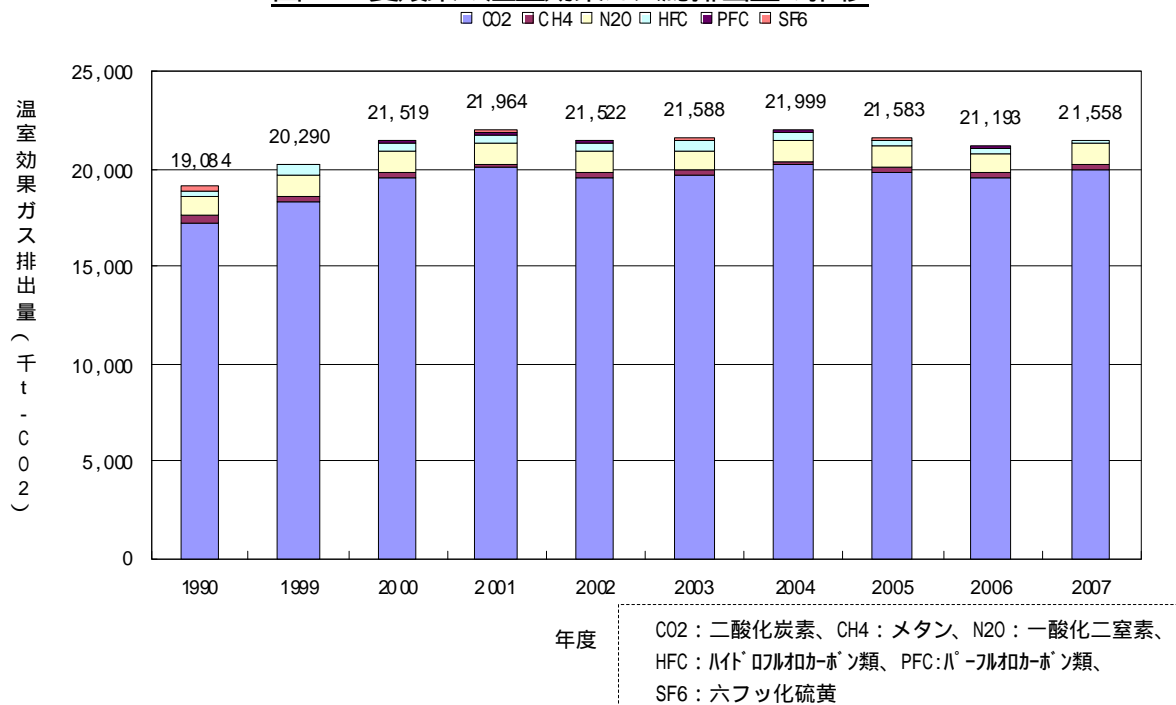
また、近年の東アジア地域の経済発展に伴う環境変化により、黄砂飛来の大規模化や光化学スモッグの発生頻度の高まりなど、大気汚染物質が国境を越えて我が国へ影響を及ぼしている可能性も指摘されています。

図9 年平均気温の経年変化（松山地方気象台）



【資料】気象庁「近畿・中国・四国地方の気候変動 2009」

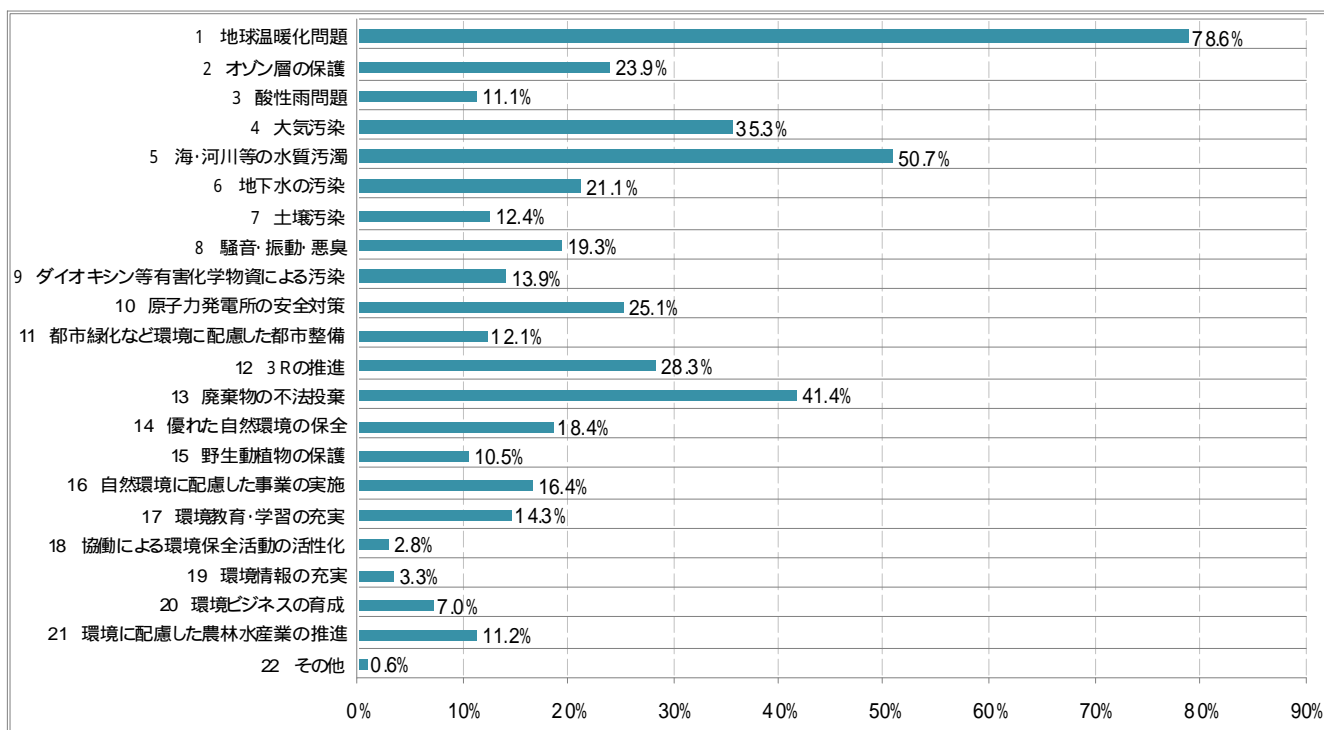
図10 愛媛県の温室効果ガス総排出量の推移



< 県民等の意識 >

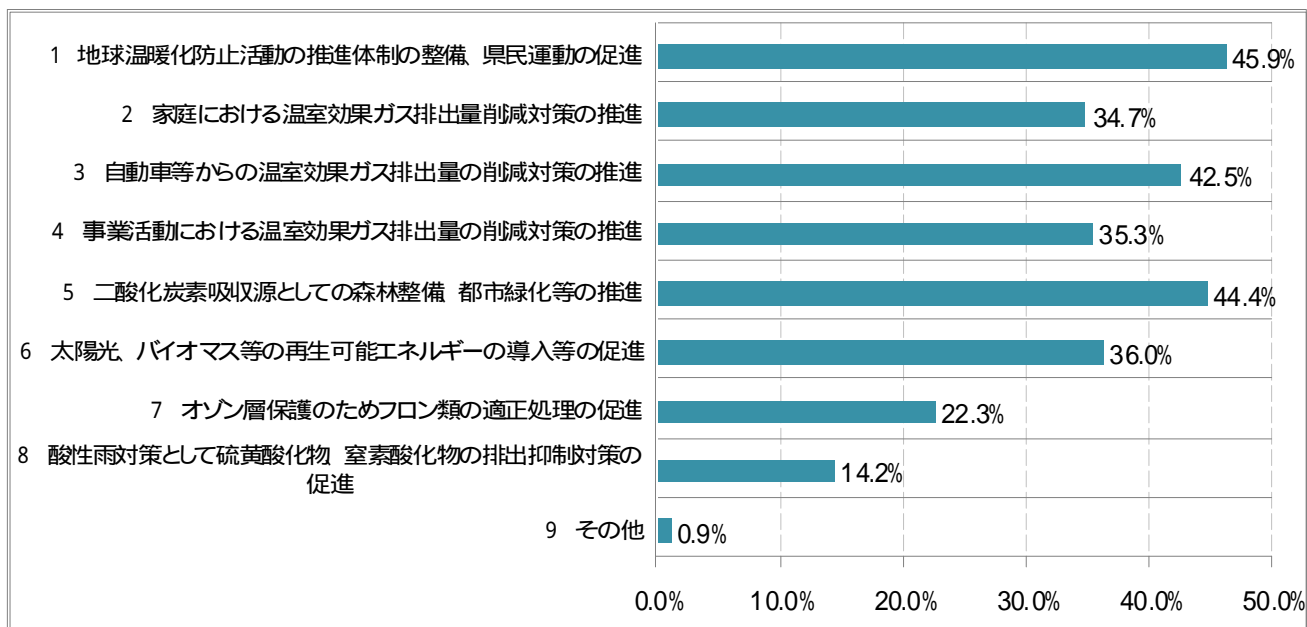
- 県民意識調査では、関心のある環境問題として「地球温暖化問題」と答えた人の割合は78.6%となっており、県民は、地球温暖化問題に対して非常に高い関心を持っていることがうかがえます。
- また、地球環境の保全のための重要な取組については、「地球温暖化防止活動の推進体制の整備、県民運動の促進」と答えた人の割合が45.9%、「二酸化炭素吸収源としての森林整備、都市緑化等の推進」が44.4%、「自動車等からの温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が42.5%、「太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等の促進」が36.0%、「事業活動における温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が35.3%、「家庭における温室効果ガス排出量削減対策の推進」が34.7%の順となっており、地球温暖化防止のため県民総ぐるみで様々な取組を実施していくことが重要と考えていることがうかがえます。

図 11 県民の環境問題への関心



【環境に関する県民意識調査】

図 12 地球環境保全のための取組



【環境に関する県民意識調査】

< 環境面の留意点 >

地球温暖化などの地球規模の環境問題の解決に向け、すべての国や自治体、地域や家庭、事業所や団体など、それぞれの段階における目標値の設定やライフスタイルの見直しなど積極的な取組が期待されます。

二酸化炭素吸収源として森林の整備や都市の緑化などを積極的に推進する必

要があります。

温室効果ガスを削減するため、太陽光やバイオマスエネルギーなど、再生可能な新エネルギーの利活用技術の開発、導入の促進を図る必要があります。

アジア地域の経済成長による資源・エネルギー需要の増大に伴う二酸化炭素排出量や廃棄物の増加、大気汚染物質の国境を越えた拡大などが一層懸念されており、国や専門機関等と連携した知見の収集及び対応が求められます。

(3) 廃棄物・リサイクル

従来的大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、廃棄物の最終処分場のひっ迫を招くとともに、環境破壊や資源の枯渇といった問題を深刻化させてきました。このため、今後とも我が国が持続的な発展を続けるためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築することが不可欠となっています。

国においては、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)を制定し、これと一体的に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)を改正するとともに、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号)や個別リサイクル法など、循環型社会の構築に向けた取組を推進するための法的基盤を整備してきました。

また、平成 15 年には「循環型社会形成推進基本計画」(平成 15 年 3 月 14 日閣議決定、改定：平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)を策定し、施設整備や調査研究など総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

県においては、廃棄物の減量とリサイクルや適正処理を進めることにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、循環型社会を構築していくため、「えひめ循環型社会推進計画」(平成 12 年 3 月策定、第二次計画：平成 17 年 3 月策定)及び「愛媛県廃棄物処理計画」(平成 18 年 3 月策定)を策定し、幅広い施策の展開に努めているところです。

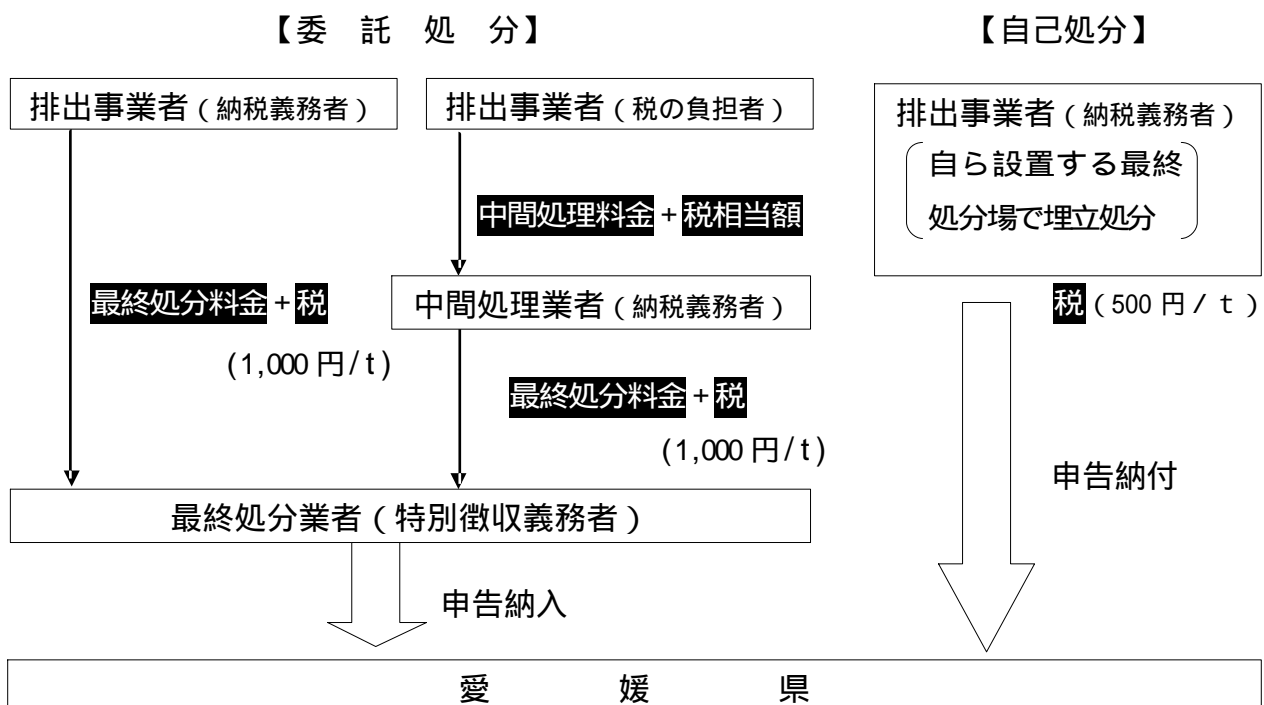
また、平成 19 年 4 月からは「資源循環促進税」を導入し、産業廃棄物の排出抑制及び減量化、リサイクル等を促進しています。

資源循環促進税の概要

1 目的

愛媛県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため、平成 19 年 4 月 1 日から資源循環促進税を導入しています。

2 仕組み



3 用途

産業廃棄物の排出抑制・減量化・有効利用を促進するための研究開発及びそのための施設整備
 環境ビジネスの振興
 優良な産業廃棄物処理業者の育成
 監視指導体制の拡充・強化
 環境教育の充実

4 税収(実績)

税収額 149,418 千円 (平成 20 年度)

経過措置

平成 19 年、20 年度税率 1/3

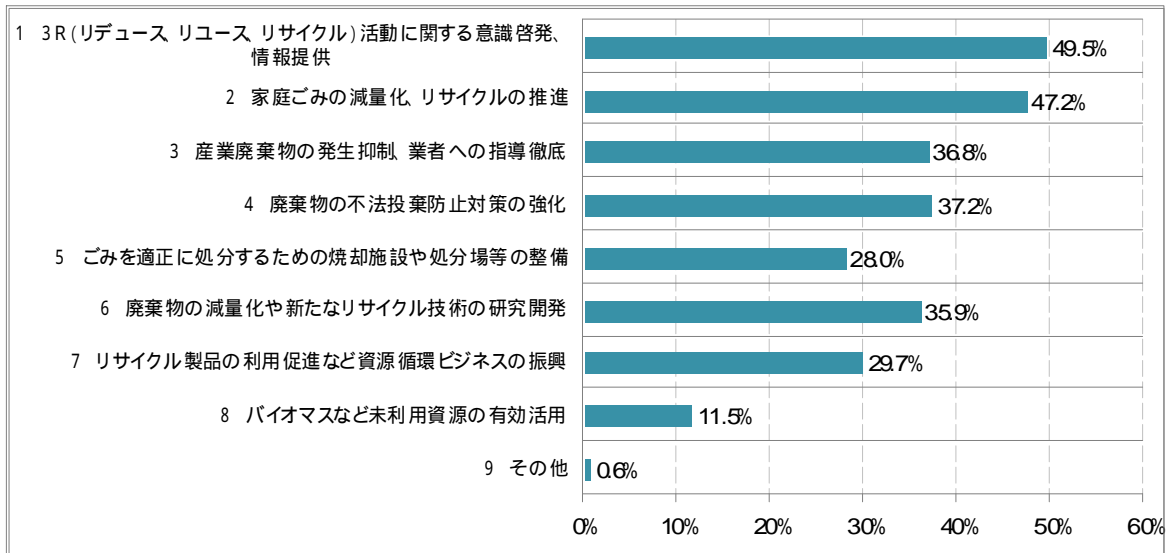
平成 21 年度税率 2/3

【資料】愛媛県循環型社会推進課

< 県民等の意識 >

- 県民意識調査では、循環型社会の構築のための重要な取組について、「3R活動に関する意識啓発、情報提供」と答えた人の割合が49.5%、「家庭ごみの減量化、リサイクルの推進」が47.2%、「廃棄物の不法投棄防止対策の強化」が37.2%、「産業廃棄物の発生抑制、業者への指導徹底」が36.8%、「廃棄物の減量化や新たなリサイクル技術の研究開発」が35.9%の順となっています。

図13 循環型社会構築のための取組



【環境に関する県民意識調査】

< 環境面の留意点 >

本県における廃棄物の排出量、最終処分量は近年減少傾向にありますが、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化、リサイクル等これまでの取組を一層充実させていく必要があります。

廃棄物の処理に伴う環境負荷をできる限り低減するため、適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する必要があります。

廃棄物を資源として有効活用するため、新たなリサイクル技術や製品・サービスの開発と普及を促進する必要があります。

(4) 自然環境と生物多様性

本県には、日本百名山にも数えられる西日本最高峰の石鎚山を中心として連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海の海岸線など、優れた景観や多様で特徴的な生態系が数多く残されています。

県では、これらの優れた自然の風景地を自然公園として、優れた天然林や特徴的な生態系を有する地域を自然環境保全地域として、良好な自然環境が維持

されている砂浜や岩礁などを自然海浜保全地区として指定し、これらの地域における自然環境の保全に努めています。

自然公園などの優れた自然環境は、豊かな生態系を育む重要な地域となっており、希少な野生動植物の生息・生育環境として保全する必要性が高まっています。

また、これまで人々の生活と調和しながら維持されてきた里地・里山、里海などの身近な自然は、農林漁業による自然への働き掛けの減少などの環境の変化により、人と自然との触れ合いや野生動植物の生息の場などとしての多面的機能が失われつつあります。

本県には、シコクイチゲやオトメシャジン等の固有種や国内の生育南限であるツガザクラなど9,136種もの野生動植物が確認されていますが、愛媛県レッドデータブック(平成15年3月作成)によると、何らかの要因により絶滅のおそれが生じている種、存続基盤が脆弱な種又は最近減少が著しい種からなるレッドリストは1,342種(動物401種、植物941種)に達しています。

生物多様性は、私たちに食料・水・医薬品・燃料等の物資や気候調整、土壌の形成・維持などのほか、やすらぎや潤いなどの様々な恵みを与えており、私たちの生存基盤を守るために、保全していく必要があります。

表4 愛媛県レッドデータブック掲載種数一覧

(単位:種)

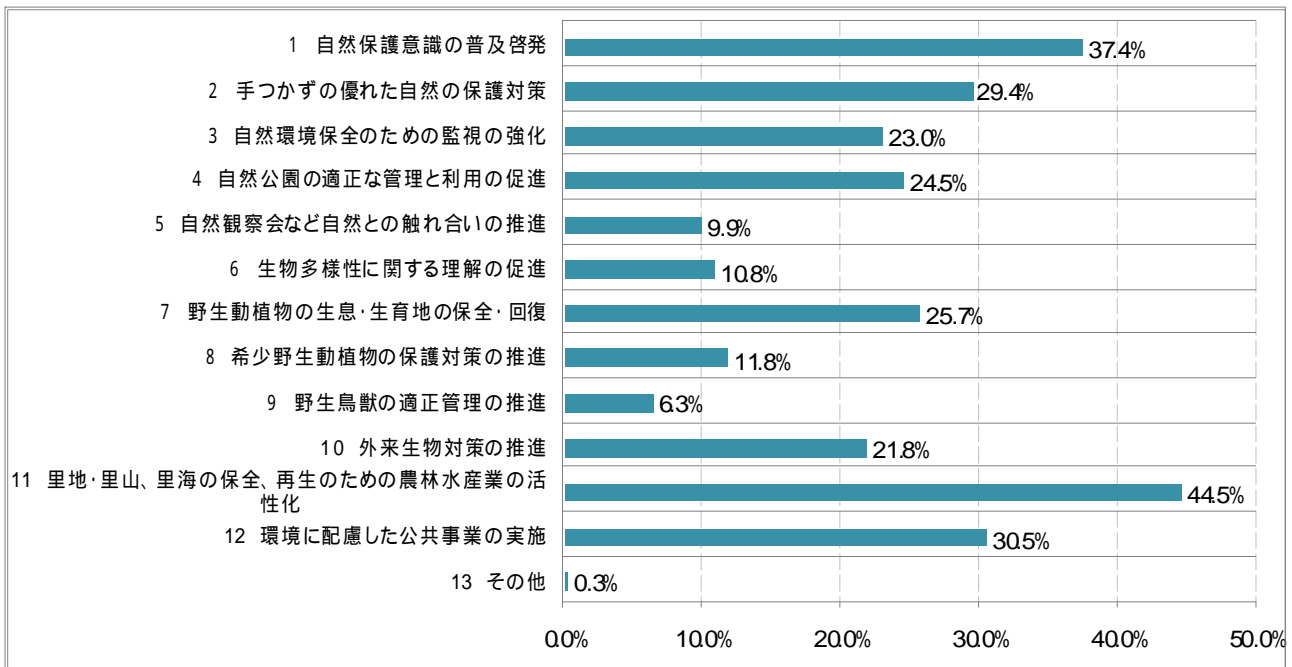
区分	分類	カテゴリー											
		絶滅 (EX)	野生 絶滅 (EW)	絶滅危惧					準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	絶滅の おそれ のある 地域 個体群 (LP)	その他 特記種	総計
				絶滅危惧類(CR+EN)			絶滅 危惧 類 (VU)	計					
				A類 (CR)	B類 (EN)	類 (CR+EN)							
動物	哺乳類	1				3	2	5		14			20
	鳥類			8	12		18	38	26	3			67
	爬虫類						1	1	1	1		5	8
	両生類					2	3	5	2	1		2	10
	淡水魚類	1		1	6	3	8	18	6	11	5		41
	昆虫類	7				25	37	62	47	35			151
							1	1	5				6
	貝類								1	1			2
		1				28	8	36	5	3			45
	海産動物								3				3
									1				1
							1	1				1	
8					8	7	15	4				27	
					5	2	7	8				15	
				2		2	2					4	
	[動物計]	18		9	18	76	88	191	111	69	5	7	401
植物	高等植物	9	1	119	215		221	555	75	186			826
						32	20	52	6	1			59
	高等菌類	2				15	14	29	15	2		8	56
	計	29	1	128	233	123	343	827	207	258	5	15	1,342

【資料】愛媛県自然保護課

< 県民等の意識 >

- 県民意識調査では、自然環境及び生物多様性の保全のための重要な取組について、「里地・里山、里海の保全、再生のための農林水産業の活性化」と答えた人の割合が44.5%、「自然保護意識の普及啓発」が37.4%、「環境に配慮した公共事業の実施」が30.5%、「手つかずの優れた自然の保護対策」が29.4%、「野生動植物の生息・生育地の保全・回復」が25.7%の順となっています。

図 14 自然環境及び生物多様性保全のための取組



【環境に関する県民意識調査】

< 環境面の留意点 >

自然公園などの優れた自然環境や里地・里山、里海などの身近な自然を「人と自然の豊かな触れ合いの場」として有効に活用するための整備や「野生動植物の生息・生育の場」として保全するための対策を推進する必要があります。

生物多様性を将来にわたって保全するため、生息・生育環境の保全や回復などによる希少動植物の保護、増えすぎた野生動植物の適正な管理や外来生物対策などの必要があります。

人と自然との共生関係を構築するため、自然との触れ合いの推進を図る必要があります。

- 里地・里山、里海の保全や再生を図るため、農林水産業の活性化や公共工事での環境への配慮が重要となっています。

(5) 環境と経済

国は、「第三次環境基本計画」において、「環境と経済の好循環ビジョン」(平成16年5月13日中央環境審議会答申)を踏まえて、環境問題への積極的な取組が新たな投資や技術革新を生み出し、雇用の創出や地域の活性化をもたらすだけでなく、企業や国の競争力の向上につながるものであることを強く打ち出すとともに、環境と経済の好循環を生み出す社会経済システムの構築に向けて重点的に取組を進めることとしています。

国では、「新成長戦略～輝きある日本へ～」の6つの戦略分野の第1に「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を掲げ、我が国の世界最高の環境技術を生かした経済成長を目指しています。

事業活動が環境に与える影響は、事業者の活動規模や領域の広がりとともに拡大しています。

それとともに、事業者には、法令遵守はもちろんのこと、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動などに責任を持って取り組むべきという「企業の社会的責任」(CSR)を求める考え方や、企業を経済的側面から評価するだけでなく、環境的側面、社会的側面を合わせた3つの視点から捉えて評価する「トリプルボトムライン」という考え方が広まってきており、今後更に、事業者の環境に配慮した事業活動の推進が求められています。

本県では、平成22年3月に策定予定である「愛媛県経済成長戦略2010」において、「食品ビジネス」、「低炭素ビジネス」、「健康ビジネス」、「観光ビジネス」の4分野を成長分野と定め、成長型の産業集積を戦略的に進めることとしています。特に、「低炭素ビジネス」では、低炭素社会実現に向けた新たな技術の開発、低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発などに重点的に取り組むこととしています。

大規模開発事業による環境への影響を回避、低減するため、本県では、「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号)の施行に合わせ、「愛媛県環境影響評価条例」(平成11年3月19日条例第1号)を制定し、これまで法対象分も含め11件の事業について環境影響評価(環境アセスメント)を実施しています。

また、国では、環境影響評価対象事業について、位置や規模などの検討段階で環境への影響の評価や代案の検討などを行う「戦略的環境アセスメント」に係るガイドラインを策定しており、今後、県においても検討していく必要があります。

< 県民等の意識 >

○ 県民意識調査では、環境と経済の好循環する社会を創造するための重要な取組について、「事業者の環境分野における社会的責任活動の定着の促進」と答えた人の割合が 58.6%、「環境に配慮した農林水産業の推進」が 48.3%、「事業者への環境マネジメントシステムの普及促進」が 47.7%、「環境保全に関する研究開発への支援」が 41.0%の順になっています。

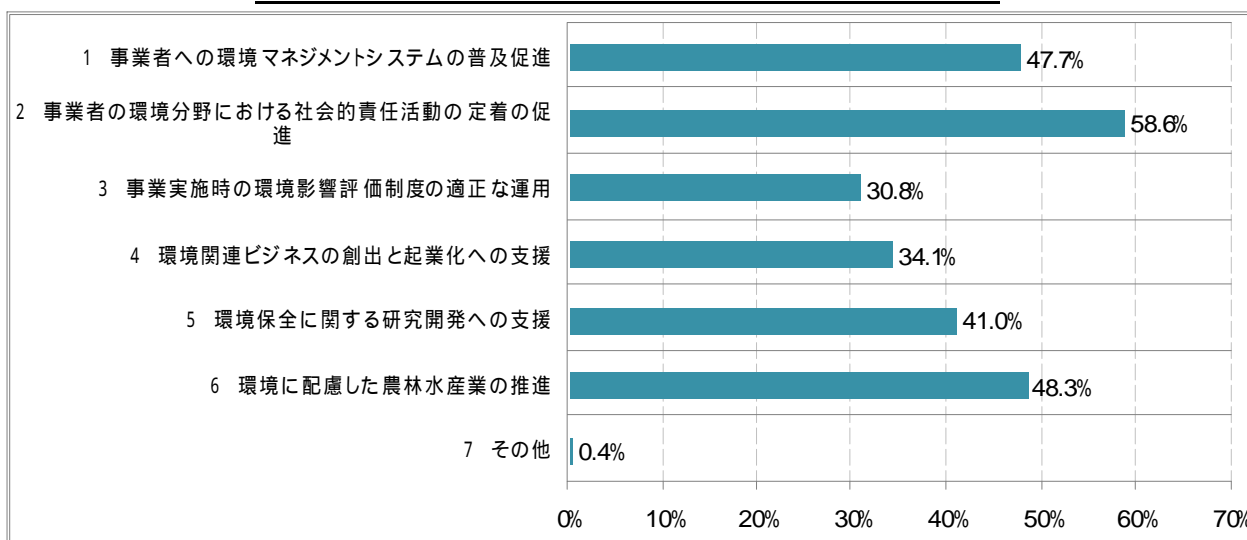
○ 平成 21 年 11 月に県内の 500 の事業者（回収数 283 事業者、回収率 56.6%）を対象として実施した「環境に関する事業者意識調査」では、環境への取組と企業活動のあり方について、「企業の社会的責任、社会貢献のひとつ」と答えた割合が 78.4%となっており、約 8 割が環境に配慮した取組を企業の社会的責任等と考えています。

また、環境への取組と企業活動のあり方について、「業績を左右する重要な戦略のひとつ」（4.9%）、「事業展開においてビジネスチャンス」（3.9%）、「企業のイメージアップ戦略のひとつ」（6.0%）と答えた事業者を合わせると 14.8%となり、事業者の 15%程度が環境への取組を新たな戦略として考えていることがうかがえます。

○ 一方、環境ビジネスについては、「あまり関心がない」と答えた割合が 41.3%、「分らない」が 15.9%となっており、環境ビジネスへの関心は、あまり高くなっていません。

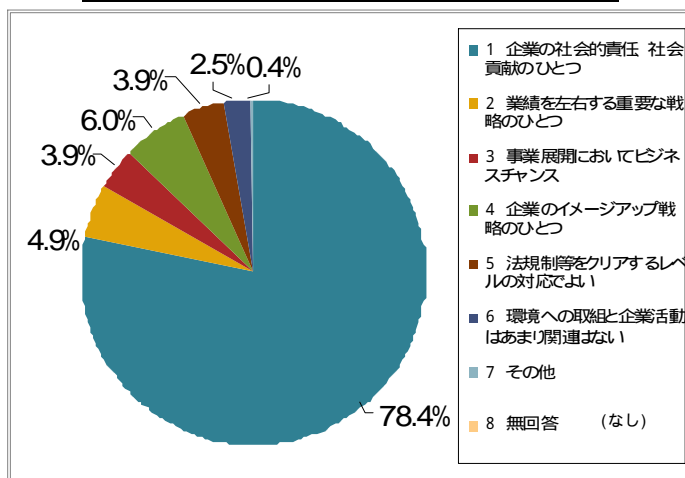
県内事業所における ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得の割合は 16.6%であり、「今後取り組む予定」が 3.5%、「現在検討中」が 11.7%となっており、約 3 分の 1 の事業者が自主的に環境マネジメントシステムの導入に向けて取組を進めていることがうかがえます。

図 15 環境と経済の好循環する社会の構築のための取組



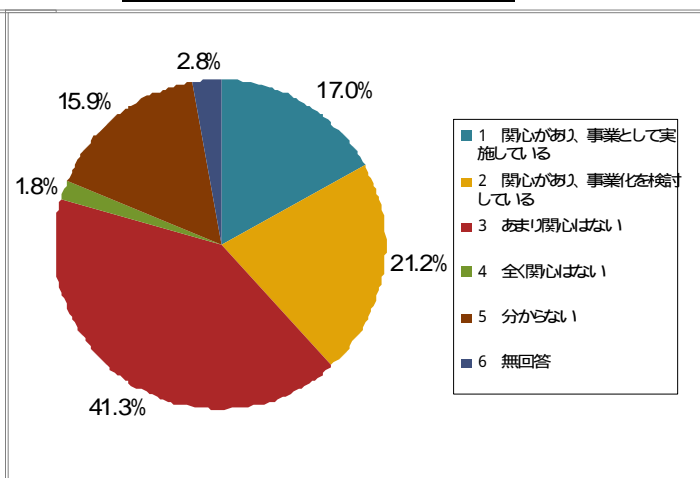
【環境に関する県民意識調査】

図 16 環境への取組と企業活動のあり方



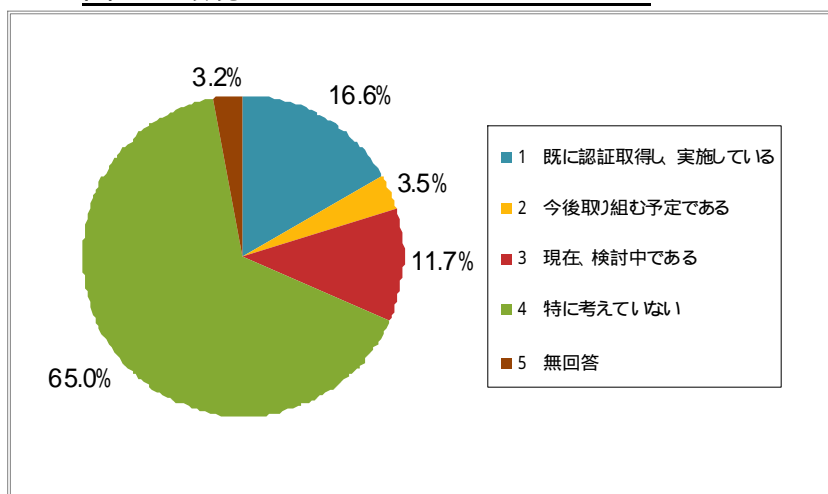
【環境に関する事業者意識調査】

図 17 環境ビジネスについて



【環境に関する事業者意識調査】

図 18 環境マネジメントシステムについて



【環境に関する事業者意識調査】

< 環境面の留意点 >

環境問題に対応した産業や技術の発展により、環境改善と経済成長がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながっていく「環境と経済の好循環」の構築を推進する必要があります。

事業者においては、新たなビジネスチャンスとして、また、経営改善の方策の一つとして、自らが環境に配慮した取組を進めるとともに、環境配慮の取組を評価する社会意識が高まることにより、事業活動においては、環境問題への積極的な取組が求められ、社会的責任（CSR）として、環境分野の重要度も一層高まることを見込まれます。

省エネルギーや新エネルギーの利活用、リサイクル等の環境分野での新技術、新製品の開発等による新事業創出を進めることで、環境ビジネスの発展が見込まれます。

(6) 生活環境

我が国では、昭和40年代の急速な工業化の進展等に伴い、大気や水質の汚染等による深刻な公害問題が発生し、各地で多くの健康被害をもたらすなど大きな社会問題となりました。このため、国や地方自治体では公害対策や発生源に対する規制を進め、その後の技術進歩もあって、現在では公害問題は大きく改善しています。

本県の大気、水・土壌、騒音・振動・悪臭などの生活環境に関する項目については、監視測定体制の整備や事業者等への指導の徹底などにより、長期的には改善が進んでいます。環境基準の達成率や規制基準の遵守状況も高水準となっており、おおむね良好の状況となっています。

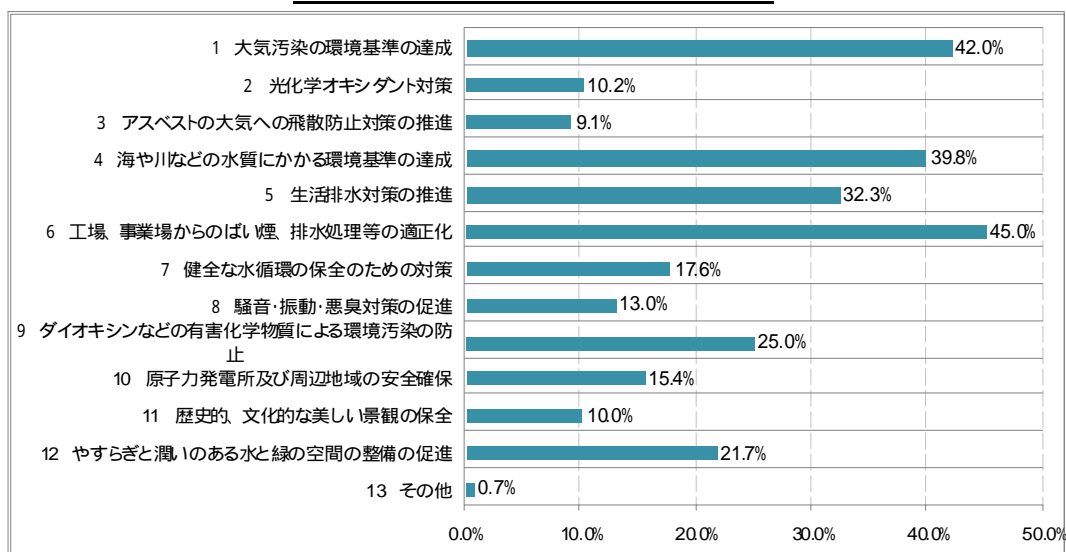
ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル（PCB）などの有害化学物質には、影響の発現までに長期間を要するもの、発生メカニズムや人体等への影響が科学的に十分解明されていないものがありました。科学的知見が確立されていない過去に使用されたこれらの有害化学物質については、現在の新たな知見に基づく評価や対応が必要となっています。

本県には、歴史的・文化的な町並み、段々畑や里地・里山等の農村景観など、地域特有の美しい景観が残されており、これらの資源の保存と有効活用、水辺や緑空間の積極的な整備が求められています。

< 県民等の意識 >

- 県民意識調査では、生活環境の保全のための重要な取組について、「工場、事業場からのばい煙、排水処理等の適正化」と答えた人の割合が45.0%、「大気汚染の環境基準の達成」が42.0%、「海や川などの水質にかかる環境基準の達成」が39.8%、「生活排水対策の推進」が32.3%の順となっており、水質や大気の汚染防止に対する関心が高くなっています。

図19 生活環境の保全のための取組



< 環境面の留意点 >

今後も、大気、水質、土壌、騒音などの環境基準が達成されるとともに、振動、悪臭などの規制基準が遵守されるよう、監視体制や適切な指導の実施が求められます。

有害化学物質による環境問題については、国や専門機関等との連携を強化し、科学的な知見の収集に努め、十分な対応を講じていく必要があります。

安全・安心な生活環境の保全是もとより、地域特有の美しい景観の保存や積極的な利用のための整備、地域の水辺や緑地等の計画的な整備など、より快適な生活空間の創出が求められています。

愛媛の歌

作詞 岩田義孝
作曲 中田喜直

- 1 海がある 山がある
空にひかりがあふれてる
道がある 川がある
伊予のことばが流れてる
ふるさと ふるさと わが愛媛
ゆたかな自然が あふれてる
あつい血潮が 流れてる
- 2 花がある 歌がある
愛の心が咲いている
夢がある あすがある
明るい希望が育ってる
ふるさと ふるさと わが愛媛
かがやく文化が 咲いている
若い力が 育ってる

「愛媛の歌」

「愛媛の歌」は、県政発足 100 年を記念して昭和 48 年 2 月 20 日に制定したものです。

歌詞は、一般公募のうえ、269 作品の中から岩本義孝さんの作品が選ばれ、作曲家の中田喜直さんが作曲しました。

本県では、輝くふるさと愛媛づくりを推進するため、県民自身にふるさと愛媛の良さを認識してもらい、郷土への愛着や連帯感を高めていくことを目的として、改めて「愛媛の歌」の普及を図っています。